

複合用途建築物使用の風俗営業の許可等に当たつての

防災に関する措置について

(昭和52年6月3日甲通達防第30号)

風俗営業等の指導取締りについては、かねてから特段の配意をわずらわしているところであるが、昨年未だ、複合用途建築物(いわゆる雑居ビル)内の風俗営業における火災において多数の死傷者を出した事案もあり、更に最近これら建築物を利用する風俗営業が増加傾向にあるので、今後防災上特に問題があると認められるみだしの建築物を使用する風俗営業の許可及び構造設備の変更承認申請があつた場合は、次の措置をとることとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、このことについては、県都市住宅部建築課と打合せ済みである。

記

1 建築関係主管官庁に対する通報

防災上特に問題があると認められる複合用途建築物を使用する風俗営業の許可及び構造設備の変更承認申請があつた場合には、別記様式の通知書により、所轄建築関係主管官庁(土木事務所、特定市建築課等)に通報すること。

2 取扱上の留意事項

- (1) 通知書は2部作成し、1部(控)を該許可(承認)申請書類に添付して保管すること。
- (2) 本通報の結果の確認はいらない。
- (3) 本通報は、電話をもつて処理することができるが、この場合は通知書の内容を確実に通報のうえ、受信者を記録しておくこと。